

締約国に関する情報 C O	コロンビア 一般情報	附属書 B 1 C O
国内官庁の名称	Superintendence of Industry and Commerce (Colombia) 商工監督局 (コロンビア)	
所在地及び郵便のあて名	Cra. 13 No. 27-00 Piso 1, 3, 5, 10, Bogotá, D. C., Colombia	
電話番号	(57-1) 587 00 00	
ファクシミリ装置	(57-1) 587 02 84	
電子メール	dirnuecreaciones@sic.gov.co (一般問合せ) ePCT@sic.gov.co (e P C Tに関する問合せ)	
インターネット	www.sic.gov.co	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, DEPRISA又は4-72の配達サービスを条件とする。	
出願人に依頼をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
コロンビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、商工監督局 (コロンビア) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
コロンビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	商工監督局 (コロンビア) (国内段階参照)	
コロンビアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は特許に代えて求めることができる)	
国際型調査に関するコロンビアの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

C O

コロンビア (続き)

C O

コロンビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

コロンビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び
あて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第
22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件が満たされない場
合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願
人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関
する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）